

## 保育所等施設へ入所するにあたっての利用調整基準改正について

### 1. 現 状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施に合わせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準は、旧基準や国通知における優先利用の取り扱いを踏まえた上で市民意見募集（パブリックコメント）を行い、適宜見直しを行っている。

### 2. 課 題

#### (1) 介護・看護

介護・看護については、介護にかかる状況に基づいて 90～50 点の基本点数を設定している。一方、就労は 100～60 点で設定しており、両要件間で点数差が生じている。

また、介護・看護の点数の中で一番高い 90 点に該当するには、「臥床者(寝たきり)」であること、もしくは重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある「重症心身障害児(者)」であることが求められており、対象者が限定されている。

また、晩婚化、晩産化や少子高齢化等の影響により、育児と介護を同時に行っている方（ダブルケアラー）がおられ、その身体的・精神的な負担の大きさに対して、社会全体での支援が求められている。

#### (2) 里親

本市では、特に愛着関係の基礎がつくられる乳幼児期のこどもについて重点的に里親委託を進めており、共働きの登録里親も増えている。さらに里親登録を増やす環境を整えるため「調整点数」において里親に関する項目を新たに設定する必要がある。

### 3. 方 針

ダブルケアラーへの支援及び本市の里親委託の推進のために、令和 8 年 4 月入所より、下記のとおり利用調整基準を見直す。

- ・「基本点数」中の「介護・看護」の最高点を 100 点に引き上げる。現在の 90 点の対象者のうち重症心身障害児(者)については、重度身体障害者・重度知的障害者・重度精神障害者へと対象者を拡大する。
- ・「調整点数」に「里親またはファミリーホームとして委託を受けた子どもについて申込をする場合 20 点」という項目を新設する。

#### 4. スケジュール

	内 容
6月～7月	「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
7月～8月	市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
9月	市民に対し、令和8年4月入所の案内時に周知

#### 5. 点数表

##### (1) 基本点数（介護・看護）

事由	点数	保育できない理由・状況
親族の介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児（者）の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合
	80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合
	70	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合
	60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合
	50	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合



事由	点数	保育できない理由・状況
親族の介護・看護	100	臥床者・身体障害者手帳1級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合
	80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合
	60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合

##### (2) 調整点数（項目新設）

	内容	点数
世帯の状況	里親またはファミリーホームとして委託を受けた子どもについて申込をする場合	20